

地域再生計画

栃木県の市町村



1 地域再生計画の名称

益子町 起業支援施設「チャレンジショップ」整備計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県芳賀郡益子町

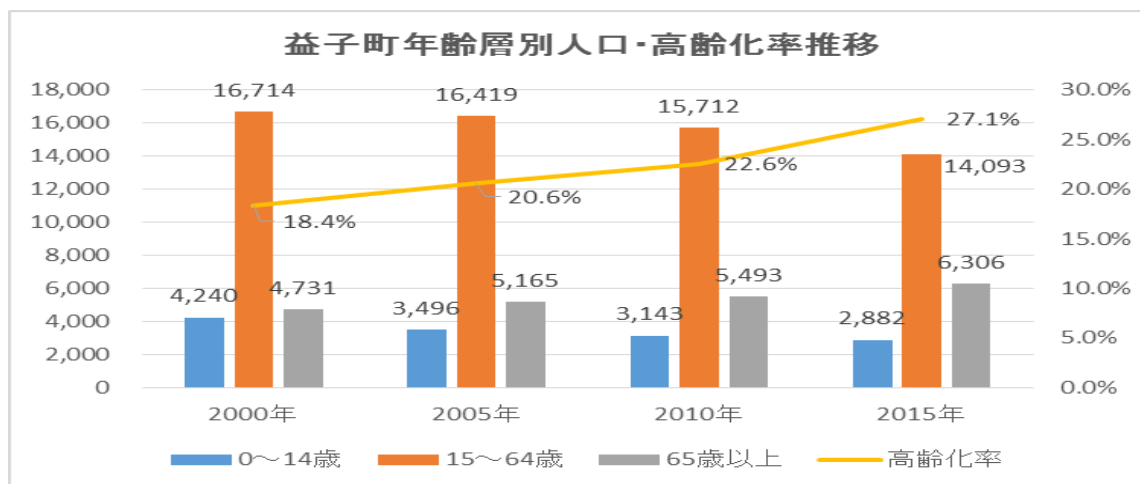
3 地域再生計画の区域

栃木県芳賀郡益子町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本町の人口は、2000年の25,685人をピークに減少しており、2015年は23,281人で2,404人の減少となっている。年齢層別では、15歳未満の年少人口は4,240人から2,882人（△1,358人）、15～64歳の生産年齢人口は16,714人から14,093人（△2,621人）、65歳以上の老年人口は4,731人から6,306人（1,575人の増）、高齢化率は18.4%から27.1%（8.7ポイントの増）となっており、高齢化率が21%を超過する超高齢化社会となっている。「人口減少」・「少子高齢化」の進行により、市街地中心部では居住人口の減少や空き店舗の増加が進み、都市の空洞化や活力の低下が生じている。



(総務省：国勢調査)

その対策として、第1期益子町版総合戦略「新ましこ未来計画」において『商店の活性化と起業支援の充実』消費者に支持されるにぎわいのある商店の形成やスモールビジネスを支援します」の施策により、起業支援補助金を活用した空き店舗の利用の推進や商工会等と連携したセミナーの開催、道の駅に空き店舗情報及び起業支援情報を集約し紹介する等の取組を実践し、実績を積上げてきた。

(1)KPI「起業支援補助金利用件数(平成26年度からの累計)」

年度	H27	H28	H29	H30	R1
累計	9件	12件	19件	22件	24件

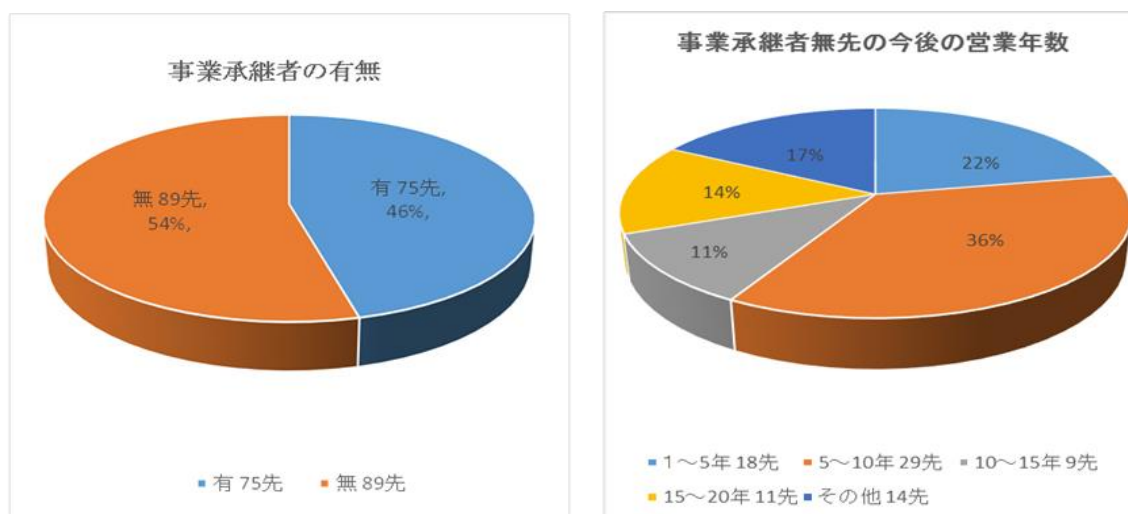
年3件程の利用実績
R2年度は28件を見込む

(2)KPI「空き店舗利用件数(平成26年度からの累計)」

年度	H27	H28	H29	H30	R1
累計	4件	5件	5件	6件	7件

年1件程の利用実績
R2年度は8件を見込む

しかしながら、平成31年1月に益子町商工会が公表した、平成29年中心商店街会員へのアンケート調査結果では、事業承継者がいない経営者は89人（54%）、事業承継者がいない人の今後の営業年数（今後何年営業継続するか）は10年以内という回答が47人（58%）という結果となり、本町中心商店街の半数以上に事業承継者が無く、今後10年以内に47人が廃業を検討していることが判明した。本事業を実施しない場合、上記アンケートどおり廃業が進み、令和9年までには本町の中心商店街の店舗数は4割程度となり、町民の日常生活の利便性は大きく低下すると予想される。また、自動車の運転ができない高齢者等の交通弱者は、自立した日常生活を送ることが困難になると予想される。



(平成29年 中心商店街(新町・田町・内町・城内坂)会員へのアンケート結果: 益子町商工会)

商店街における空き店舗の増加は、回遊性の低下、住民利便性の低下、景観悪化等の弊害をもたらし、結果として町の活性化は損なわれ、賑わいの減少に拍車がかかることとなる。「シャッター街」と言われるほどに空き店舗が増加してしまふと、その対処、回復は非常に困難で、相当の時間を要すると予想され、早期対策が必要な状況である。人口減少・少子高齢化の進行は、労働人口減少による生産性の低下、経済成長力の低下、地域の担い手の減少による地域活力の低下、医療・介護等の社会保障費の増加等、様々な問題を引き起こし、地域において安心して暮らせる社会をどのように実現していくかが課題となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本町では、「人口減少」・「少子高齢化」が進行する中、市街地中心部では居住人口の減少や空き店舗の増加により、都市の空洞化や活力の低下が生じている。益子町商工会が実施したアンケート結果によると、町内商店街の事業者の約半数の47人（58%）が今後10年を目途に廃業を検討している状況にある。商店街の衰退は、日常生活の利便性の低下に繋がり、自動車の運転ができない高齢者等の交通弱者は自立した日常生活を送ることが困難になると予想される。また、廃業による商店街の空き店舗の増加は、回遊性の低下、住民利便性の低下、景観悪化等の弊害をもたらし、住民の町外流出や観光客の減少に繋がり、町の活力減少、衰退が進行すると予想され、町の活力を担う商店街の活性化は急務な状況である。既存の施策で、起業補助金の活用による空き店舗の利用促進や商工会と連携したセミナーの開催等を実施し、一定の実績を積上げてきたが、商工会アンケート結果から新規施策が必要と判断され、新たな起業希望者を発掘・育成するため、本事業にて、商売を始めたいが経験もなく、資金力も不十分で、最初から独立店舗で起業することが困難な人に対して、町所有の商店街店舗を起業支援施設「チャレンジショップ」として改修・整備し、低額の家賃で2年間貸し出し、この店舗にて起業、経営ノウハウを習得し、賃借期間満了後、町内空き店舗等にて独立開業する事業者を育成することで、空き店舗の活用、商店街の活性化、さらに、事業者の定住を図り、人口減少・少子高齢化の進行を抑制し、町の活性化、観光客の増加に繋げ、令和3年1月に策定

した第2期益子町版総合戦略「第3期ましこ未来計画」において目指している
「将来にわたって活力のあるまちづくり」を実現するものである。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2021年度増加分 1年目	2022年度増加分 2年目
本施設整備・稼働後の空き店舗の年間利用件数 (件)	0.00	2.00	2.00
本事業利用者の起業支援補助金利用件数(件)	0.00	1.00	0.00
本施設利用者の町内での独立開業件数(件)	0.00	0.00	0.00

2023年度増加分 3年目	2024年度増加分 4年目	2025年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
2.00	2.00	2.00	10.00
1.00	0.00	1.00	3.00
1.00	0.00	1.00	2.00

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金(内閣府) : 【A3007(拠点整備)】

① 事業主体

2に同じ。

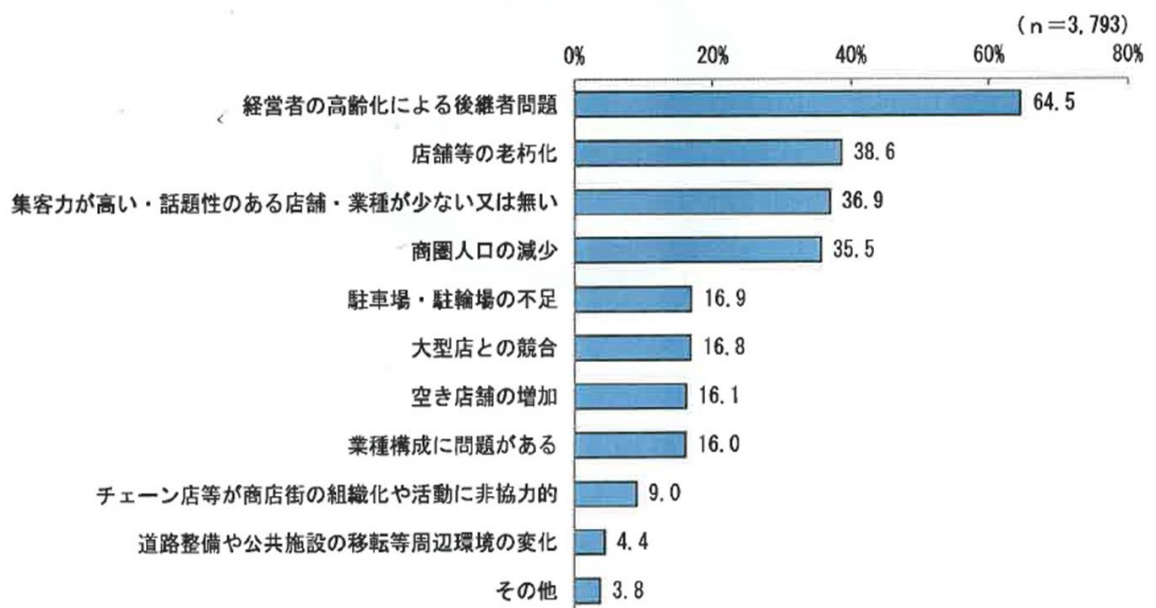
② 事業の名称

益子町 起業支援施設「チャレンジショップ」整備計画

③ 事業の内容

本事業は、町所有の商店街店舗を内装・外装を改修整備し、起業支援施設「チャレンジショップ」として低額の家賃で貸出し、起業家の育成を図る事業である。店舗は、外壁の一部が大谷石の外壁に半楕円形の窓が設置された外観で「和モダン」、店舗内は土間・小上がり和室がある古民家風の間取りで、空調・洗浄機付きトイレ等の現代設備が整備された非常にお洒落に改修整備され、建物の魅力で集客が見込める店舗となる。この事業は、商売を始めたいが経験もなく、資金力も不十分で、最初から独立店舗で起業することが困難な人に対して、町所有の商店街店舗を低額の家賃で2年間貸し出し、この店舗にて起業・経営ノウハウを習得し、賃借期間満了後に町内空き店舗等にて独立開業する事業者を育成し、空き店舗の活用、商店街の活性化、さらに、事業者の定住を図るものである。平成30年度 商店街実態調査報告書概要版（中小企業庁委託事業）の店主の退転（廃業）の理由の1つに「商店街に活気がない」があり、また、商店街の抱える問題の1つに「集客力が高い・話題性のある店舗・業種が少ない又は無い」（過去5年の間に上位3位にランクイン）があるが、商店街に集客力が高い・話題性のある店舗・業種が出店することにより、商店街は活気を取り戻し、廃業の抑制に繋がると考えられる。本事業を進め広く起業者を募集し、商店街に活気をもたらす業種を選定することで、商店街の課題解決に繋がり、さらには廃業の要因の一つを解消することで、廃業の進行抑制が見込まれる。

図表 28 商店街の抱える問題（複数回答：3つまで）



図表 29 商店街の抱える問題の推移

	1位	2位	3位	回答形式
平成18年度	魅力ある店舗が少ない 【 36.9% 】	商店街活動への商業者の 参加意識が薄い 【 33.4% 】	経営者の高齢化による 後継者難 【 31.4% 】	主なものを3つまで選択
平成21年度	経営者の高齢化による 後継者難 【 51.3% 】	魅力ある店舗が少ない 【 42.7% 】	核となる店舗がない 【 27.2% 】	主なものを3つまで選択
平成24年度	経営者の高齢化による 後継者問題 【 63.0% 】	集客力が高い・話題性のある 店舗/業種が少ない又は無い 【 37.8% 】	店舗等の老朽化 【 32.8% 】	主なものを3つまで選択
平成27年度	経営者の高齢化による 後継者問題 【 64.6% 】	集客力が高い・話題性のある 店舗・業種が少ない又は無い 【 40.7% 】	店舗等の老朽化 【 31.6% 】	主なものを3つまで選択
平成30年度	経営者の高齢化による 後継者問題 【 64.5% 】	店舗等の老朽化 【 38.6% 】	集客力が高い・話題性のある 店舗・業種が少ない又は無い 【 36.9% 】	主なものを3つまで選択

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

(施設管理)

本事業のランニングコストに関しては、店舗敷地の賃借料等維持管理費の負担はあるが、施設利用者からの家賃収入（チャレンジショップの年間売上を6百万円と見込み、年間家賃はその3%である18万円を見込む）を充当することで施設運営の自立性を確保する。

(施設利用者)

町所有の商店街の店舗の改修・整備費用負担及び低額での店舗家賃は行政において支援するが、起業・開業の設備・運転資金は自己資金（預金・金融機関による制度融資利用等）対応となる。

【官民協働】

本事業は、総合戦略に掲げる「魅力的な商店街の形成による商店の

活性化や、スモールビジネスを支援します。」という施策を実現するため、本町所有の商店街の店舗を改修・整備し、その店舗を活用し、起業支援を行うものである。開業に伴う設備・運転資金等は自己資金や金融機関の制度融資等、民間資金を活用し、起業後の事業運営は、実際の店舗運営の他、商工会のセミナー、経営相談の利用等にて経営ノウハウを習得し、町内で独立開業する事業者を育成するもので、官民協働の事業である。

【地域間連携】

本事業による開業に伴い仕入が発生する。仕入に関しては必要な材料・素材を本町及び近隣市町、栃木県内から行う等、地域間連携を図る。また、新しい地域資源の紹介、活用や他地域同業者の紹介、交流等から、新商品開発等に繋がる等の相乗効果が期待できる。

【政策間連携】

本町において人口減少や商店街の空き店舗の増加が予想される状況の中、商店街にある町所有の店舗を「チャレンジショップ」として改修・整備し、起業支援事業を推進・拡大することで、商店街の活性化、空き店舗利用促進が進み、移住、定住に繋がる。また、商店街の活性化の進行により、雇用の創出が生まれ、若年層人口の町外流出や生産年齢人口減少の抑制による高齢化進行抑制も見込まれる。短期的には本事業利用にともない起業支援補助金事業の活用、mashipoカード加盟店に加入、町内循環経済の創造に寄与し、中長期的には、独立開業、本町への移住・定住により、移住定住・空き家バンク事業を活用した店舗・住居の確保、業容拡大後は新規雇用の創出、若年層の雇用等、若者の町外流出に繋げ、雇用支援事業と連携していく。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度5月、内部検証のほか、商工会、観光協会、認定農業者協議会、総合戦略の検討に携わった町民、町内金融機関のほか、健康・福祉・環境・女性団体・教育・スポーツ等の団体からの推薦者による検証委員会による外部検証を行う。

【外部組織の参画者】

町内産業団体（商工会、観光協会、認定農業者協議会）、総合戦略の検討に携わった町民、町内金融機関のほか、健康・福祉・環境・女性団体・教育・スポーツ等の団体からの推薦者。

【検証結果の公表の方法】

町広報紙・ホームページの掲載や各公共施設での調書閲覧等。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 19,062千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 移住定住促進事業

ア 事業概要

地域振興拠点施設「道の駅」に移住サポートセンターを併設、専任職員による移住定住希望者の相談や空き家の管理、物件案内の他移住定住に関する情報発信を行う「ワンストップ型総合案内窓口」。

イ 事業実施主体

栃木県芳賀郡益子町及び(株)益子カンパニー（第三セクター）

ウ 事業実施期間

2016年4月1日から2026年3月31日まで

(2) 空き家バンク事業

ア 事業概要

町内に存する空き家・空き地等を有効活用して、定住等の促進による人口増加及び都市住民との地域間交流の拡大を図ること、また、出店等を促進し商業活動活性化、賑わいを創出し、地域活性化を図る事業

イ 事業実施主体

栃木県芳賀郡益子町

ウ 事業実施期間

2016年11月24日から2026年3月31日まで

(3) 起業支援補助金事業

ア 事業概要

起業を行う個人や団体に初期投資経費の一部を助成し、空き店舗の解消、雇用の創出を促し、地域活性化を図る事業。

イ 事業実施主体

栃木県芳賀郡益子町

ウ 事業実施期間

2018年4月1日から2026年3月31日まで

(4) 雇用支援助成事業

ア 事業概要

若年者の正規雇用拡大と地元への定着支援のため、事業者及び若年者に対し、奨励金を交付、雇用の創出、若年者の町外流出防止を図る事業。

イ 事業実施主体

栃木県芳賀郡益子町

ウ 事業実施期間

2017年4月1日から2026年3月31日まで

(5) m a s h i p oカード事業

ア 事業概要

町内の循環型経済の構築のためのポイントカードで、未就学児童以外
の町民はほぼ所有、町内の加盟店舗での買物でポイントが付与され、町
内での買物の促進を図る。本事業により町外への資金流出を抑制、小規
模であるが強い経済圏を創り、町の活性化を図る事業。

イ 事業実施主体

栃木県芳賀郡益子町及び益子町商工会

ウ 事業実施期間

2020年4月1日から2026年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。